

# 長崎県音楽連盟規約

## 第1章 名称・事務局・目的・事業

- 第1条（名称） この会は、長崎県音楽連盟と称する。
- 第2条（所在地） この連盟の事務局を長崎市恵美須町 4-5NBC 第3ビル 2F に置く。
- 第3条（目的） 本連盟は長崎県の音楽文化発展のため、振興策を協議するとともに、会員相互の親睦・交流を図り、必要な事業を実施する。
- 第4条（事業） 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 本県音楽芸術文化の振興策の策定と実施。
  - 2 演奏会、発表会、研究会等の企画と実施。
  - 3 委託を受けた事業への参加と実施。
  - 4 人材の育成と会員相互の親睦・交流。
  - 5 その他本連盟の目的達成に必要な事業。

## 第2章 会員及び役員

- 第5条（会員） 本連盟は音楽芸術の各分野で活動する県内及び本県出身の音楽家、演奏団体、鑑賞団体及び本連盟の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 会員の資格等については別に定める。

- 第6条（役員） 本連盟に次の役員を置く。

1 会長	1名	6 評議員	若干名
2 副会長	若干名	7 運営委員長	1名
3 理事長	1名	8 運営委員	若干名
4 常任理事・理事	若干名	9 事務局長	1名
5 顧問	若干名	10 監事	2名

- 第7条（役員の職務） 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長 本連盟を代表し、業務を総理する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事長 理事会を代表し、本連盟の運営と事業の基本的な事項を決定する。
- 4 常任理事 理事長の諮問に基づき、運営と事業について理事会に付議すべき事項を協議する。
- 5 理事 理事会を組織し、本連盟の運営と事業について審議する。
- 6 顧問 本連盟に顧問をおくことができ、会長あるいは理事長に助言を行う。
- 7 評議員 評議員会を組織し、会長が付議した事項を審議する。
- 8 運営委員長 運営委員会を代表し運営と事業の執行に関することを統括する。
- 9 運営委員 運営委員は運営委員会を構成し、本連盟の運営と事業の執行に関することを協議する。
- 10 事務局長 本連盟の運営と事業の実務を執行する。
- 11 監事 本連盟の事業と会計を監査する。

- 第8条（役員の選任と任期） 会長、副会長は理事会で推薦する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 理事は理事会において選出する。
- 4 常任理事は理事の中から理事長が推薦する。
- 5 顧問及び評議員は会長が委嘱する。
- 6 運営委員長、及び運営委員は理事会において選出する。
- 7 事務局長及び監事は会長が依嘱する。
- 8 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

## 第3章 組織

- 第9条（組織） 会員は個人会員、団体会員及び賛助会員で構成する。

- 1 個人会員には声楽・合唱部会、ピアノ・オルガン・電子オルガン部会、管・弦・打楽器・ギター部会、作曲・評論・音楽教育部会及び鑑賞部会の各部会を置く。
- 2 団体会員は声楽・合唱団体、器楽団体、舞台芸術団体及び鑑賞団体で構成する。
- 3 賛助会員は本連盟の目的に賛同する個人及び法人で組織する。
- 4 県内の市・郡に支部を置くことができる。各支部にはその支部で選出された支部長及び副支部長を置く。
- 5 部会にはその部会で選出された部会長及び副部会長を置くことができる。

## 第4章 会 議

第10条（会議の種類）本連盟に次の会議を置く。

1 総 会 総会は会長が招集し、年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開くことができ、次の事項を議決する。

- (1) 理事の承認。
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項。
- (3) 事業計画及び収支予算についての事項。
- (4) 規約の決定、改廃に関する事項。
- (5) その他、音楽連盟の運営に重大な影響を与えると思われる事項

2 理 事 会

(1) 議決事項

- ①会員の入会・退会の承認。
- ②規定、細則等の改廃。

(2) 審議事項

- ①総会に付議すべき事項。
- ②理事長の選出及びその他役員の選任に関する事項。

3 評 議 員 会 評議員会は会長が付議した事項を審議し、運営と事業への提言を行う。

4 運営委員会 運営委員会は必要に応じ、運営委員長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 本連盟の運営及び事業遂行に必要な事項。
- (2) 総会及び理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議の準備に関する事項。
- (3) 総会及び理事会の決議事項の処理に関する事項。

第11条（定数と議決）会議の定数と議決については次の通りとする。

- 1 会議は構成員の過半数で成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 2 議決は出席の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、規約の改廃については、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第5章 会 計

第12条（会 計）本連盟の会計は、会費、事業収入、補助金、寄付金、その他をもって経理する。

- 2 会員の会費は別に定める。
- 3 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

## 第16章 補 則

第13条（細 則）本規約の細目については、別に定めることができる。

- (施 行) この規約は平成9年12月21日から施行する。  
(改 正) 平成12年5月13日一部を改正（事務局及び事務局会を追加）  
(改 正) 平成18年4月1日一部を改正（運営委員部会を追加）  
(改 正) 平成22年5月8日一部を改正（住所の変更、事務局会を削除、その他）

4 運営委員会

- (1) 総会及び理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議の準備に関する事項。
- (2) 総会及び理事会の決議事項の処理に関する事項。
- (3) その他、文化団体との連絡に関すること及び事業遂行に必要な事項。

5 事務局会 運営委員で構成し事務局長が招集して事業の執行に当たる。

(改 正) 平成18年4月1日一部を改正（運営委員部会を追加）

<改正理由>

- 1 連盟事務所の引っ越しにともない、住所変更を行う。
- 2 役員改選期は、総会の前に理事会が開かれるので、理事の選出を理事会に改めること。
- 3 運営委員の選出規定がなかったので、規定に盛り込むこと。
- 4 運営委員会でいう協議を、実質的な内容に整備すること。

以上の理由により、所用の改定を行うものである。

定権者 長崎県音楽連盟理事長 松川暢男

改正日 平成22年5月8日